

国民年金保険料の追納制度をご存知ですか？

国民年金には、免除制度として「申請免除制度」や「法定免除制度」があり、猶予制度として「若年者納付猶予制度」や「学生納付特例制度」があります。

これらの保険料免除や納付猶予などを受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額は保険料を全額納付した場合より少なくなります。

このため、これらの期間は10年以内（例えば、平成22年2月分は平成32年2月末まで）であれば、将来、受け取る年金額を増額するために、あとから保険料を納付すること（追納）ができるようになっています。

なお、保険料の免除や納付猶予などの承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

平成22年度中に追納する場合の額

年 度	全額免除 納付猶予 学生納付特例	3/4免除	半額免除	1/4免除
平成12年度の月分	15,770円	—	—	—
平成13年度の月分	15,180円	—	—	—
平成14年度の月分	14,590円	—	7,300円	—
平成15年度の月分	14,360円	—	7,180円	—
平成16年度の月分	14,180円	—	7,090円	—
平成17年度の月分	14,220円	—	7,110円	—
平成18年度の月分	14,260円	10,690円	7,130円	3,560円
平成19年度の月分	14,300円	10,720円	7,150円	3,570円
平成20年度の月分	14,410円	10,810円	7,200円	3,600円
平成21年度の月分	14,660円	10,990円	7,330円	3,660円

問い合わせ先 玉名年金事務所 国民年金課 ☎0968・74・1638
 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723
 総合支所 住民課 住民係 ☎0968・34・3111(内線752)

固定資産税について…

土地の用途を変更した場合は届出をお願いします。

土地は、現況の利用状況で課税することとなっています。用途を変更した場合は届出をお願いします。

家屋を取壊した場合は届出が必要です！

家屋を取壊して届出がないと、課税されたままの場合があります。払わなくてよい税金を払うことになりますので、必ず届出をお願いします。

納税義務者の変更をお願いします！

固定資産税の納税義務者（所有者）が死亡されている場合は、速やかに変更をお願いします。また、登記上の所有者の変更ではありませんので、登記上の所有者を変更される場合は法務局での手続きが必要となります。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 固定資産税係 ☎0968・86・5723
 総合支所 住民課 税務係 ☎0968・34・3111

軽自動車税について…

解体済になっていても廃車手続きが済んでいない車両があります。解体依頼後の廃車の確認をお願いします。

また、使用していなくても手続きをせず、放置したままにしていると来年度も課税になります。廃車手続きをしましょう！！

廃車手续をするには…

(詳しくは、下記の連絡先に問い合わせください。)

種 別	手続場所
和水町標識交付分の 原動機付自転車 (125cc以下のバイク、ミニカー含む) 農耕作業用自動車 小型特殊自動車	本庁 税務住民課 連絡先／和水町江田3886 ☎0968・86・5723 総合支所 住民課 連絡先／和水町板楠70 ☎0968・34・1111
軽四輪貨物 軽四輪乗用 小型特殊自動車	軽自動車検査協会熊本事務所 連絡先／熊本市東町4-14-5 ☎096・369・5979
軽二輪 (125cc～250cc以下)	県軽自動車協会 連絡先／熊本市東町4-14-5 ☎096・369・7920
小型二輪 (自動二輪 250cc超) 新小型特殊自動車 (県での標識交付分)	九州運輸局熊本運輸支局 連絡先／熊本市東町4-14-5 ☎050・5540・2086

町税の滞納処分(差押え)を強化します!!

玉名郡4町(玉東町・南関町・長洲町・和水町)は、町税の徴収向上を図るため税務職員派遣の協定を締結します。

これは、各町の税務職員を相互に派遣し、派遣先の税務職員として町税の徴収事務を行うものです。派遣される職員は、併任職員として各町の徴税吏員証を持つことで派遣先の町での徴収が可能となります。

地方税法では、納税者が納期限までに納付しない場合、20日以内に督促状を発し、その発した日から10日を経過した日までに完納しない場合は、滞納者の財産を差押えなければならないと定められています。

併任徴収においては、滞納者の債権(預貯金・給与・売掛金等)、住居・事務所を搜索して動産(家電製品・家財道具・自動車)、及び不動産(土地・建物)の差押えを行い、差押えた物件については公売等の換価処分を行います。

滞納処分を受けないためにも、町税は納期限までに納めましょう。



タイヤロックによる自動車の差押え

問い合わせ先 本庁 税務住民課 収税係 ☎0968・86・5723